

判決年月日	平成30年6月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)10214号		
<p>○ 本件指定商品に含まれる商品の中には、「GUZZILLA」なる本件商標を使用したときに、当該商品が「GODZILLA」を使用する原告又は原告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるから、本件商標は商標法4条1項15号に該当するとされた事例。</p>			

(関連条文) 商標法4条1項15号

(関連する権利番号等) 商標登録番号第5490432号, 無効2017-890010号

判決要旨

【本件商標】



本件指定商品：第7類「鋤山機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，農業用機械器具，廃棄物圧縮装置，廃棄物破碎装置」

【引用商標】

「GODZILLA」との文字から成る商標

1 原告は、引用商標を引用して、本件商標について商標登録無効審判を請求した。

本件審決は、本件商標は、これを本件指定商品に使用しても、その取引者及び需要者において、当該商品が、原告や原告と緊密な関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれはないから、商標法4条1項15号に該当しない、などとして原告の請求は成り立たないと判断した。

2 本判決は、以下のとおり、本件商標は商標法4条1項15号に該当するとして、本件審決を取り消した。

(1) 本件商標と引用商標とは、称呼において相紛らわしいものであって、外観においても相紛らわしい点を含む。また、引用商標は周知著名であって、その独創性の程度も高い。さらに、原告の業務は多角化しており、本件指定商品に含まれる商品の中には、原告の業務に係る商品（原告が引用商標の使用を許諾した玩具、雑貨等）と比較した場合、性質、用途又は目的において一定の関連性を有するもの（油圧式ジャッキ、電動ジャッキ、チェーンブロック、ウインチ、刈払機、電動式高枝ハサミ、ヘッジトリマ、草刈機等の商品）が含まれる。加えて、これらの商品の取引者及び需要者と、原告の業務に係る商品の取引者及び需要者とは共通し、これらの取引者及び需要者は、取引の際に、商品の性能や品質

のみではなく、商品に付された商標に表れる業務上の信用をも考慮して取引を行うものといふことができる。

そうすると、本件指定商品に含まれる商品の中には、本件商標を使用したときに、当該商品が原告又は原告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるといわざるを得ない。

(2) 本件商標を被告が製造販売等する建設機械用アタッチメント等の専門的・職業的な分野において使用される機械器具に使用したときのみをもって、本件商標が原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるか否かを判断することはできない。